

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月8日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 調達件名 | 平成30年度産業廃棄物(感染性及び非感染性医療廃棄物)
収集運搬業務 |
| (2) 調達物品の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 履行期間 | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地 国立療養所宮古南静園 |
| (5) 入札方法 | |

入札金額は総価で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- (1) 全省庁統一資格において、「役務の提供・建物管理等各種保守管理或いはその他」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であり、かつ、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、当施設において定められた資格を有すること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては、当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321 内線217

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、国立療養所宮古南静園のホームページから入手するものとする。

尚、インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認めない。

交付期間:平成30年2月8日(木)~3月2日(金)までのうち、閉庁日を除く毎日9時00分~17時00分までとする。

入手方法:国立療養所宮古南静園のホームページで入手可能

(アドレス: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/miyako)

交付場所:上記(1)の場所

(3) 競争参加資格確認書類、誓約書、申立書、自己申告書の提出期限

平成30年3月5日(月)17時00分

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年3月5日(月)16時00分までに電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年3月6日(火)13時30分まで持参すること。

(郵送の場合の受領期限も上記の日時まで必着とする)

開札は、平成30年3月6日(火)14時00分、国立療養所宮古南静園第三会議室で行う。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、別紙の暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による

別紙

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

入札説明書

国立療養所宮古南静園の特定政府調達に係わる入札公告（平成30年2月8付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1. 支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 47

2. 調達内容

(1) 調達件名 平成30年度産業廃棄物(感染性及び非感染性医療廃棄物)
収集運搬業務

(2) 数量・特質等 入札仕様書による

(3) 履行場所 入札仕様書のとおり

(4) 履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

(5) 入札の方法

入札金額は総価で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。

① 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたもの。
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前号各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 平成28年～平成30年度全省庁統一の一般競争参加資格において、開札時までに「役務の提供・建物管理等各種保守管理或いはその他」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては、当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙4により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年3月5日（月）16時00分

（電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

平成30年3月6日（火）13時30分

（郵送の場合の受領期限も上記の日時までに必着とする）

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003

沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 庶務課会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321（内線217）

③ 入札書の提出方法

(イ) 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は照合）及び「平成30年3月6日開札〔国立療養所宮古南静園産業廃棄物（感染性及び非感染性医療廃棄物）収集運搬業務入札書在中」と朱書きしなければならない。なお、入札書と同時にその積算内訳も提出しなければならない。

(ロ) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

④ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の表書きに平成30年3月6日開札〔国立療養所宮古南静園産業廃棄物（感染性及び非感染性医療廃棄物）収集運搬業務〕入札書在中の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（2）②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話差の他の方法による入札は認められない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② (1)③(ロ)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

③ 入札公告で定める資格の有無についての確認を受けていない者が提出した入札書は無効とする。

④ 所定の様式によらずまた捺印がない入札は無効とする。

⑤ 入札金額の記載が不明な入札書は無効とする。

⑥ 入札金額の記載を訂正した入札書は無効とする。

⑦ 競争参加者（代理人を含む。）の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札は無効とする。

⑧ 誤字・脱漏・汚染・塗沫等により文字が不明な入札書は無効とする。

⑨ 明らかに連合と認められるものは入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手續を終了しておかなければならない。
技術資料の提出等入をシステム上でおいて行う場合には、当初の手續きをする時点までに委任の手續を完了させておくこと。
なお、電子調達入札においては、副代理人による応札は認めない。
 - ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6)入札者以外の者の入札場への立入の禁止
入札者でない者は、入札会場へ立入ることができない。

5. 開札

- (1) 開札の日時及び場所
平成30年3月6日（火）14時00分
国立療養所宮古南静園第三会議室
- (2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合
 - ① 開札は、入札又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に係る委任状を提示又は提出しなければならない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (4) 再度入札の取り扱い
開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。
- (5)再度入札後の入札取消し
再度入札をして、なお予定価格に達しないときは、この入札を打ち切ることができる。
- (6)入札金額
入札書に記載する書面上の金額は、消費税を含まない金額とする。

6. その他

(1) 競争手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明できる書類別紙4を平成30年3月5日(月)17時00分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求する要件のすべてを満たし、当該入札者の入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべきものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」をひかせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接「くじ」をひくことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- ④ 最低の入札価格が予定価格に比べて著しく低く、その価格によって契約することにより、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき、または、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは、会計法の規定に基づき落札者を決定しないことができる。

(4) 落札金額

入札書の記載金額に消費税(8%)相当額を加えた金額とする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書の案を交付するので記名捺印し7日以内に送付すること。
- ③ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を交付するので記名捺印し、まずその者が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ④ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ⑤ 支出負担行為担当官が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

(6) 代金内訳書の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に代金内訳書を提出すること。

(7) 支払条件

支払条件に関する詳細は、上記(4)の契約書に定めるものとする。

(8) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は随時受け付けるので不明な点等があれば4(1)②まで問い合わせること。

(9) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

●ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)

●ホームページ <https://www.geps.admix.go.jp/faq/all/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

II その他

1. その他の詳細規定

上記Iによるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知することとする。

2. 役務の保証

落札者は、役務契約について、自己に代わって自ら当該役務を保証する他の業者を保証人として立てなければならない。また、保証人は同一競争入札参加者又は支出負担行為担当官の承認を受けた者に限ることとする。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと指示したときは、この限りではない。

3. 異議の申し立て

入札をした者は、入札後この入札心得・仕様書・契約書(案)及び機器等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

4. 入札予定日は、変更することがある。

別紙1

入 札 書 (回 目)

件 名 平成30年度産業廃棄物（感染性及び非感染性医療廃棄物）
収集運搬業務

入札金額 金 円也
(1 kg単価)

仕様書、入札説明書及び契約書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住 所)
(氏 名)
(代表者)

代理人

Ⓜ

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委 任 状

私は、
委任します。

を代理人と定め、下記の入札に関する下記の権限を

記

1. 件 名 平成30年度産業廃棄物（感染性及び非感染性医療廃棄物）収集運搬業務
2. 実 施 場 所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園
3. 代理人使用印鑑

代理人使用印

平成 年 月 日

委任者(住 所)
(商 号)
(氏 名)

⑩

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

別紙 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

住 所
商号又は氏名
代 表 者 名

㊟

電子調達入札案件の紙入札での参加について

貴園発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

別紙 4

競争参加資格確認関係資料

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 暴力団に該当しない旨の誓約書
- ③ 保険料納付に係る申立書
- ④ 厚生労働省所管法令違反に係る自己申告書
- ⑤ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ⑥ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

別紙

医療廃棄物（感染性及び非感染性）収集運搬業務仕様書

1. 当園の廃棄物保管庫より収集し、中間処理施設（焼却施設）まで運搬する。
2. 1週間に1回の収集運搬する。
3. 年間予定数量は、18,730kgである。
内訳 感染性医療廃棄物 3,240kg
非感染性医療廃棄物 15,490kg
4. 契約期間は1年間とし、支払いは1ヶ月ごとに行う。
5. 産業廃棄物収集運搬業許可証を提出すること。
6. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を提出すること。
7. 産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付するので法令に基づいて適正に処分すること。
8. 産業廃棄物の処分が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。
業務終了報告書は、マニフェスト票D票及びE票で代えることができる。
9. 各委託業者の収集運搬、処理行程は次の通りである。

ア 当園医療廃棄物保管場所から中間処理施設までの収集運搬を行う産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者）

イ 中間処理施設（焼却施設）で処理を行う産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）

産業廃棄物収集運搬委託契約書（案）

排出事業者 支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男(以下「甲」という)と、
(以下「乙」という)
は甲の事業場から排出される産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の収集運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提供する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎産業廃棄物収集運搬業に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 :
許可の期限 :
事業の範囲 :
許可の条件 :
許可番号 : 第 号

◎特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 :
許可の期限 :
事業の範囲 :
許可の条件 :
許可番号 : 第 号

2. (委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類、単価及び数量)

(1) 甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類及び単価は、次のとおりとする。

種類 産業廃棄物(感染性及び非感染性医療廃棄物)
単価 円/kg (うち消費税等 円)
数量 週 1 回収集運搬

(2) 本契約に定める業務の予定数量は 19,875 kg とする。数量について後日増減があっても乙は意義を申し立てないものとする。

3. (収集運搬に関する事業範囲)

甲が乙に委託する産業廃棄物の収集・運搬は、乙が契約した次の収集運搬業者があたるものとする。

<甲が契約した収集運搬業者>

宮古南静園保管場所から事業所までの収集運搬を行う特別管理産業廃棄物収集運搬業者

許可都道府県 :
所 在 :
会 社 名 :

マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることをとする。

2. (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処分する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、マニフェストB2、B4又はB6票で代えることができる。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第3条 (手数料・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に関する手数料については、第1条2項で定める単価に基づき算出する。
2. 受託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する特別管理産業廃棄物の収集運搬業務についての消費税等は、甲が負担する。尚、消費税等額は、消費税法28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、委託手数料に108分の8を乗じて得た額である。
4. 乙は、1ヶ月の代金を所定の手続により甲に請求するものとする。甲は、乙からの適法な委託手数料の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
5. 甲が前項の期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日より支払いの日まで年2.7%の遅延利息を支払うものとする。

第4条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。

第5条 (権利義務の譲渡等)

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2. 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第6条 (契約の解除)

甲、乙は、相手方が下記のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の各条条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差し押さえ、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

- (3) 監督行政庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 甲の都合により業務を委託する必要がなくなったとき。
 - (5) 乙が委託業務を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (6) 刑法第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該控訴を提起されたときを含む。)
 - (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。
2. 前項の規定または法令の規定によりこの契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約を解除できない。

第7条(賠償金)

乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第9条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金額)の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第6条第6号の刑が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決(同法第66条第3項による原処分全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が決定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (4) 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

第8条(談合等の不正行為に係る違約金)

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第9条（違約金に関する遅延利息）

乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わない時は、乙は当該期日を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第10条（属性要件に基づく契約解除）

甲は、乙が下記の各号の一に該当するとみと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している物をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第11条（行為要件に基づく契約解除）

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して下記の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第12条（表明確約）

乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）をした請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の

全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。)としないことを確約しなければならない。

第13条(下請負契約等に関する契約解除)

乙は、契約後にした請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第14条(契約解除に基づく損害賠償)

甲は、第10条及び第11条及び第13条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償しないし補償することは要しない。

2. 乙は、甲が第10条及び第11条及び第13条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第15条(不当介入に関する通報・報告)

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第16条(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第17条(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第18条(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第17条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100

分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年4月2日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

乙

保険料納付に係る申立書（案）

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

厚生労働省所管法令等に係る自己申告書（案）

下記の内容について誓約致します。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿